

## 構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
宮城県
- 2 構造改革特別区域の名称  
みやぎ地域生活支援デイサービス特区
- 3 構造改革特別区域の範囲  
角田市及び岩沼市並びに宮城県柴田郡大河原町，柴田郡村田町及び柴田郡柴田町の  
全域
- 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 宮城県の現状と「みやぎの福祉・夢プラン」

宮城県においては，平成16年3月末時点で，県の総人口 2,350,026 人に対して高齢者人口は全県で 451,806 人であり，高齢化率(総人口に占める高齢者人口の割合)は 19.2 %である。また，宮城県における療育手帳Aの所持者数は 5,671 名，療育手帳Bの所持者数は 5,569 名であり，宮城県人口に占める割合は 0.48 %となっている。

宮城県では，高齢者，障害者などの区別なく県民の誰もが，住み慣れた地域で安心した生活を送れるような社会の実現のため，福祉先進県づくりを目指し，保健・医療・福祉の横断的・総合的な計画として，平成9年9月に「みやぎの福祉・夢プラン」(以下，「夢プラン」という。)を策定している。

夢プランは，「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」を基本理念とし，障害者施策，高齢者施策の基本計画である「みやぎ障害者プラン」，「みやぎ高齢者元気プラン」など個別計画の推進や施策展開の行動指針であるとともに，市町村や民間，NPOなど県民一人ひとりが福祉先進県づくりを一丸となって目指すための指標となっている。

宮城県は，これらプランに基づき，認知症高齢者グループホームの推進と拡充，特別養護老人ホームにおける個室化，ユニットケアの推進，地域における相談体制づくりなどをはじめとする各種事業を展開している。

また，知的障害者が地域で普通の生活が送れるように，地域生活支援の施策の充実に主眼を置いて，グループホームなど生活の場の確保，地域での就労支援のため通所授産施設等の活動の場の整備等各種の施策を進めている。さらに，平成16年2月には知事が「知的障害者施設解体宣言」を発し，今後の知的障害者の福祉施策の方向性を示して，地域生活への移行に向けた流れを加速させている。

このように，宮城県では，夢プランにおける理念のもとに個々の施策を推進することにより，県民誰もが，地域で，自ら自分の生き方を選び，安心して生活ができるよう，自治体や企業，NPO，ボランティア，地域の住民により，「必要なサービスが必要な時に提供されている」という福祉社会の実現に取り組んでいる。

### (2) 「宮城県緊急経済産業再生戦略プラン」と「多機能型地域ケアホームモデル事業」

宮城県では、依然として低迷から脱せない県内経済が、自立型の経済構造に転換し新たな成長発展のステージに移行し、活性化することを支援するため、「宮城県緊急経済産業再生戦略プラン」(以下、「戦略プラン」という。)を策定し、平成15年度から17年度まで様々な分野において、多様な施策を展開している。

この戦略プランにおいては、「生活者の支援」(福祉サービスの拡充と生活環境の整備)を一つの大きなテーマとして、住民のニーズに合わせたきめ細かな福祉サービスを拡げる施策に取り組み、地域における新規雇用の創出を図っている。

また、夢プランにおいては、地域で求められる新たな施設整備について、「利用しやすいサービス体制の整備」や「地域ニーズに応じた施設サービスの提供」を具体的な施策としており、その目指すべき方向性として「小規模多機能型施設の整備促進」、「地域密着型施設の設置促進」、「相互利用の積極的推進」、「施設機能の開放と強化」を掲げている。

夢プランにおいて示されている新しい施設整備の具現化の一つとして、戦略プランとして実施される事業が、「多機能型地域ケアホームモデル事業」(参照。以下、「ケアホームモデル事業」という。)である。

このケアホームモデル事業は、高齢になっても障害があっても住み慣れた地域で誰もが自分らしい生活を送れるように、年齢や障害の程度にとらわれない居住機能と在宅支援機能を備えた、地域における福祉拠点となる「多機能型地域ケアホーム」(以下、「ケアホーム」という。)を整備するための事業である。ケアホームは、小学校区を単位として、それぞれの地域の特色や求められるニーズに合わせた、小規模・多機能を前提とし、「出向く」、「通う」、「泊まる」、「住む」等を基本としたサービスをパッケージとして提供するものであり、さらに、複数のケアホームが連携して運営されることにより、身近な地域における総合的な福祉ケアを推進していくものである。

#### 「多機能型地域ケアホームモデル事業」

平成16年度、平成17年度の2ヶ年度事業で実施する宮城県の補助事業であり、実施団体に対し、建設費及び設備整備費の一部を補助する。その予算は「宮城県緊急経済産業再生戦略事業」として位置づけられている。

### (3) 角田市、岩沼市、大河原町、村田町、柴田町の概況

ケアホームモデル事業は、現在ケアホームの整備が進められている県南部の柴田郡柴田町を中心として、柴田町に隣接した角田市、岩沼市、大河原町、村田町に及ぶ区域を利用対象区域としている。

今回、ケアホームが整備される柴田町と柴田町に隣接した角田市、岩沼市にはそれぞれ養護学校(いずれも県立であり、柴田町には肢体不自由、角田市と岩沼市は知的障害)が設置されている。この地域には、日中活動の場の一つである知的障害者デイサービス事業所が角田市、岩沼市、柴田町に一カ所ずつあるものの、大河原町、村田町には事業所が存在しない。また、知的障害者に対するサービス提供としては、当該区域内及び近隣の市町村に本部を置く社会福祉法人等により様々な取り組みが行われてはいるものの、養護学校の卒業生も含めた知的障害者の日中活動の場が充足されているとは言い難く、その確保が課題になっている。

また、角田市、岩沼市、大河原町、村田町、柴田町においては、ノーマライゼーションの理念の実現と併せ、街づくりの一環として、身近な地域における福祉施策の充実を図ることとされている。そのため、今回のケアホームの整備については、今年度の整備が行われる柴田町をはじめとして各市町において、地域における新たな社会資源として期待が寄せられている。

さらにケアホームの実施主体である社会福祉法人常盤福祉会では、ケアホームの運営においては、現行で認められている各相互利用制度を活用し地域に住む障害児（者）へのサービスの提供を予定しており、特定事業（906）の実施について意欲的である。

これらの状況から判断すると、宮城県ではケアホームの利用対象区域である角田市、岩沼市、大河原町、村田町、柴田町において、規制の特例措置の適用を図っていくことが必要である。

宮城県としては、県のモデル事業であるケアホームと関連した当該区域による取り組みを先導事例とし、県内全域での特例措置の拡大を検討していくものである。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

今回の特定事業を進めることにより、当該地域に住む知的障害者にとっては、住み慣れた地域における日中活動の場の選択肢が増えることになる。このような身近な地域内でサービスが提供されることにより、地域で暮らし続けることが可能になる。さらに地域住民とのかかわりを持つ場が増えることとなり、地域福祉の根幹ともなる地域による支援体制が構築されることにもつながる。

また、高齢者に対しても、年齢にとらわれない形でのデイサービスという地域における新たな形の選択肢を提供することができる。

こうした、異なる年齢や障害のある人々のかかわりの中から、利用者同士の関係による新たな役割創出、生活や暮らしの広がりなどの利用者のQOLの向上が期待できる。

さらに、地域に密着した小規模・多機能施設を推進するモデルであるケアホームの運営主体にとって、利用率の向上及び人員配置の軽減につながり、施設運営やサービス提供が効果的、効率的に行える。

今後、宮城県のモデル事業であるケアホーム、又は類似の小規模・多機能施設の普及拡大を図るための課題の一つが、少人数の利用者を対象にして多様なサービスを提供していく上での収支のバランスであり、運営やサービス提供の効率化により、行政主導によらず、民間事業者による新規参入と今後の設置拡大が期待できる。

このような身近な地域の中に、地域のニーズに応じた小規模・多機能施設を設置し、さらに、サービスメニューを対象者横断的なものとする施策を推進することは、量的、質的な選択肢を拡大することとなり、「みやぎの福祉・夢プラン」の基本理念である「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」を具体的に実現していく一つの方策である。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特定事業は、地域に住む高齢者、障害者の日中活動の場を確保し、さらには選択肢を拡大することになる。宮城県は、このような誰もが必要なサービスを身近な地域

で受けられる体制づくりを推進していくことにより、夢プランの基本理念である「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」の実現を目指すものである。

また、関連事業であるケアホームにおいては、特定事業によるデイサービスの相互利用をはじめ、現行で認められているショートステイの相互利用を実施するとともに、利用者の状況に応じた居住スペースの確保等を行うことにより、ケアホームとしてこれらの各種の在宅福祉サービスをパッケージにより提供する。

地域のニーズに応じた「出向く」、「通う」、「泊まる」、「住む」などの各種サービスを、ケアホームというパッケージにおいて、「同一の場」「同一のスタッフ」で提供することにより、なじみの場所でのなじみのスタッフとのかかわりのもと、利用者個々人の加齢や障害の程度に応じて、住み慣れた地域において生き生きとした自分らしい生活を送ることを可能とするものである。

今回の特定事業を実施することで、利用率の向上や人員配置の軽減が図られることにより、利用者の少ない地域も含め各地域でより多くの民間事業者が福祉分野に参入する機会ともなり、ひいては「福祉の産業化」と「県内経済の振興」に寄与することになる。

宮城県としては、今後、特定事業を活用し、地域における知的障害者と障害児の日常活動の場の確保と選択肢の拡大による利用者のQOLの向上を図るとともに、民間事業者の新規参入を促進して地域の活性化を図ることを目標とする。また、今回の特定事業については、今回の取り組みを先導事例として、広く県内の市町村に発信し、県内における拡大を検討していくものである。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 経済的効果

- ・宮城県の「宮城県緊急経済産業再生戦略プラン」は県内産業の振興及び就労機会を増加や地元雇用の創出を目指している。戦略プランの一事業であり、今回の特例措置における関連事業である多機能型地域ケアホームモデル事業は、宮城県発のモデル事業として、県内振興及び雇用創出を図るとともに、地域において求められる小規模多機能施設の在り方や地域で求められるサービス提供の在り方を広く発信することにより、他分野の事業者に対して福祉についての理解を深め福祉分野への参入を促進し、地域に密着した重点産業としての福祉関連事業のあるべき姿を提示するものである。
- ・一事業所において年齢や障害の種別にとらわれないサービスの提供が可能になり、事業所の有効活用、利用率の向上が図られる。また、民間事業者などの参入により事業者数が増加することになり、利用者の選択肢の拡大と事業者間の競争を通じて、サービスの質の向上が図られる。

### (2) 社会的効果

- ・身近な地域においてサービス利用が可能となることにより、利用者の負担の軽減を図る。
- ・デイサービスの利用機会の増加や利用者同士の相互のかかわり等を通じて、利用者のQOLの向上及びADLの改善を図られる。

- ・地域におけるサービス利用の機会を増やすことにより，福祉の側面からの地域の活性化と地域住民相互の人間関係の強化を図る。
- ・地域におけるサービスの場を確保することにより，施設入所から地域生活への移行が促進される。

8 特定事業の名称

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（906）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連するその他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要とする事項

多機能型地域ケアホームモデル事業

平成16年度，平成17年度の2ヶ年度事業で実施する宮城県の補助事業であり，実施団体に対し，建設費及び設備整備費の一部を補助する。その予算は「宮城県緊急経済産業再生戦略事業」として位置づけられている。

(別紙)

1 特定事業の名称

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業(906)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定通所介護事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

特別区域計画認定後、角田市、岩沼市、大河原町、村田町、柴田町の全域を一体の区域として対象とし、特区内の指定通所介護事業所において、当該事業所の定員の範囲内で、各市及び町がデイサービスの提供を受けることが適当であると認めた知的障害者及び障害児を受け入れる。

(1) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業の概要

事業者の名称及び住所

名称 社会福祉法人 常盤福祉会

住所 宮城県柴田郡柴田町大字船岡字迫28-1

デイサービス事業所の名称及び住所

名称 ケアホームふなおか(定員 15名)

住所 宮城県柴田郡柴田町北船岡2丁目4-113の一部(今後分筆予定)

名称 ケアホームつきのき(定員 15名)

住所 宮城県柴田郡柴田町槻木上町1丁目90-13

指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

(2) 障害者(児)関係施設から受ける技術的支援の内容

児童短期入所事業を実施している「知的障害者更生施設 旭園」(社会福祉法人 福寿会)等の障害児関係施設において、事業所職員が必要な研修を行う。加えて、宮城県立角田養護学校、船岡養護学校等各養護学校との連携を密にし、意見交換や打合せ等を行うことなどにより、障害児を適切に支援するために必要な情報を収集し、知識及び技能の習得を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

( 1 ) 規制の特例措置の必要性

ケアホームモデル事業は、現在ケアホームの整備が進められている県南部の柴田郡柴田町を中心として、柴田町に隣接した角田市、岩沼市、大河原町、村田町に及ぶ区域を利用対象区域としている。

今回、ケアホームが整備される柴田町と柴田町に隣接した角田市、岩沼市にはそれぞれ養護学校(いずれも県立であり、柴田町には肢体不自由、角田市と岩沼市は知的障害)が設置されている。この地域には、日中活動の場の一つである知的障害者デイサービス事業所が角田市、岩沼市、柴田町に一カ所ずつあるものの、大河原町、村田町には事業所が存在しない。また、知的障害者に対するサービス提供としては、当該区域内及び近隣の市町村に本部を置く社会福祉法人等により様々な取り組みが行われてはいるものの、養護学校の卒業生も含めた知的障害者の日中活動の場が充足されているとは言い難く、その確保が課題になっている。

また、角田市、岩沼市、大河原町、村田町、柴田町においては、ノーマライゼーションの理念の実現と併せ、街づくりの一環として、身近な地域における福祉施策の充実を図ることとされている。そのため、今回のケアホームの整備については、今年度の整備が行われる柴田町をはじめとして各市町において、地域における新たな社会資源として期待が寄せられている。

さらにケアホームの実施主体である社会福祉法人常盤福祉会では、ケアホームの運営においては、現行で認められている各相互利用制度を活用し地域に住む障害児(者)へのサービスの提供を予定しており、特定事業(906)の実施について意欲的である。

これらの状況から判断すると、宮城県ではケアホームの利用対象区域である角田市、岩沼市、大河原町、村田町、柴田町において、規制の特例措置の適用を図っていくことが必要である。

宮城県としては、県のモデル事業であるケアホームと関連した当該区域による取り組みを先導事例とし、県内全域での特例措置の拡大を検討していくものである。

( 2 ) 要件適合性を認めた根拠

ケアホームふなおか

イ 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3㎡以上であること。

・ 4.24㎡/人

〔 食堂及び機能訓練室の面積：63.71㎡  
利用者数：15人 〕

ロ 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用定員 15人

- |          |    |             |
|----------|----|-------------|
| ・看護職員    | 1人 | (基準 専従1人以上) |
| ・生活相談員   | 1人 | (基準 専従1人以上) |
| ・機能訓練指導員 | 1人 | (基準 1人以上)   |

・介護職員 1人 (基準 専従1人以上)

八 指定通所介護事業所において障害児を受け入れる場合には、障害児関連施設から技術的支援を受けること。

・児童短期入所事業を実施している「知的障害者更生施設 旭園」(社会福祉法人 福寿会)等の障害児関係施設において、ケアホームふなおかの職員が必要な研修を行う。加えて、宮城県立角田養護学校、船岡養護学校等各養護学校との連携を密にし、意見交換や打合せ等を行うことなどにより、障害児を適切に支援するために必要な情報を収集し、知識及び技能の習得を図る。

二 本特例措置において行う事業は各デイサービスの利用対象者に対するサービス提供に影響を及ぼさない範囲で行うこと。

・知的障害者及び障害児の利用者数は定員(15人)の範囲内で、概ね5人程度を目安に受け入れるものとする。5人の受け入れについては、高齢者の利用も含めて余裕を持った範囲であり、利用対象者に対するサービス提供に影響はない。

ケアホームつきのき

イ 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3㎡以上であること。

・ 3.32㎡/人

〔 食堂及び機能訓練室の面積：49.86㎡ 〕  
〔 利用者数：15人 〕

ロ 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用定員 15人

・看護職員 1人 (基準 専従1人以上)  
・生活相談員 1人 (基準 専従1人以上)  
・機能訓練指導員 1人 (基準 1人以上)  
・介護職員 1人 (基準 専従1人以上)

八 指定通所介護事業所において障害児を受け入れる場合には、障害児関連施設から技術的支援を受けること。

・児童短期入所事業を実施している「知的障害者更生施設 旭園」(社会福祉法人 福寿会)等の障害児関係施設において、ケアホームつきのきの職員が必要な研修を行う。加えて、宮城県立角田養護学校、船岡養護学校等各養護学校との連携を密にし、意見交換や打合せ等を行うことなどにより、障害児を適切に支援するために必要な情報を収集し、知識及び技能の習得を図る。



二 本特例措置において行う事業は各デイサービスの利用対象者に対するサービス提供に影響を及ぼさない範囲で行うこと。

- ・知的障害者及び障害児の利用者数は定員（15人）の範囲内で、概ね5人程度を目安に受け入れるものとする。5人の受け入れについては、高齢者の利用も含めて余裕を持った範囲であり、利用対象者に対するサービス提供に影響はない。